割合が2分の1以上であること。

- ロ 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
- ハ 当該施設において、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は 技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。
- 2 認知症専門ケア加算(Ⅱ)
- イ 1の基準のいずれにも適合すること。
- ロ 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1 の基準に加え1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等 を実施していること。
- ハ 当該施設における介護職員、看護職員毎の認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を 予定していること。
- ※ 別に厚生労働大臣が定める入所者の内容は以下のとおり。 日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者
- カ サービス提供体制強化加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が入所者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。
 - (1)サービス提供体制強化加算(I)12単位(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)6単位(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)6単位
- │※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

- 2 介護保健施設サービス
 - イ 介護保健施設サービス費(1日につき)
 - (1) 介護保健施設サービス費(I)
 - (一) 介護保健施設サービス費(i)

	а	要介護 1	702単位
	b	要介護2	751単位
	С	要介護3	804単位
	d	要介護 4	858単位
	е	要介護 5	911単位
(二)	1	ト護保健施設サービス費(ii)	
	<u>a</u>	要介護 1	781単位
	b	要介護 2	830単位
	С	要介護3	883単位
	d	要介護 4	937単位
	е	要介護5	990単位
(2)	介語	賃保健施設サービス費(Ⅱ)	
(—)	1	↑護保健施設サービス費(i)	
	а	要介護 1	703単位
	b	要介護 2	786単位
	С	要介護3	860単位
	d	要介護 4	914単位

- 1 サービス提供体制強化加算(I)
- ① 当該指定介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。
- ② 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。
- 2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
- ① 当該指定介護老人福祉施設の看護・介護職員の総数のうち、 常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。
- ② 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。
- 3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
- ① 当該指定介護老人福祉施設の指定介護福祉施設サービスを入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。
- ② 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。
- 2 介護保健施設サービス
- イ 介護保健施設サービス費(1日につき)
- (1) 介護保健施設サービス費(I)
 - (一) 介護保健施設サービス費(i)

· , ,		
а	要介護 1	734単位
b	要介護 2	783単位
С	要介護 3	836単位
d	要介護 4	890単位
e	要介護 5	943単位
(=)	介護保健施設サービス費(ii)	
а	要介護 1	813単位
b	要介護 2	862単位

(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ)

c 要介護3

d 要介護 4 e 要介護 5

(一) 介護保健施設サービス費(i)

а	要介護 1	735単位
b	要介護 2	818単位
С	要介護 3	933単位
d	要介護 4	1, 009単位

915単位

969単位

1.022単位

e 要介護 5	967単位
(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	782単位
b 要介護 2	865単位
c 要介護 3	939単位
d 要介護 4	993単位
e 要介護 5	1,046単位
(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
(─) 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	703単位
b 要介護 2	780単位
c 要介護3	833単位
d 要介護 4	887単位
e 要介護 5	940単位
(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	782単位
b 要介護 2	859単位
c 要介護 3	912単位
d 要介護 4	966単位
e 要介護 5	1,019単位
ロ ユニット型介護保健施設サービス費(1日につき)	
(1) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)	
(−) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	784単位
b 要介護 2	833単位
c 要介護 3	886単位
d 要介護 4	940単位
e 要介護 5	993単位
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護1	784単位
b 要介護 2	833単位
c 要介護 3	886単位
d 要介護 4	940単位
e 要介護 5	993単位
(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)	

e 要介護 5	1,085単位
(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	814単位
b 要介護 2	897単位
c 要介護 3	1,012単位
d 要介護 4	1,088単位
e 要介護 5	1, 164単位
(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
(-) 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	735単位
b 要介護 2	812単位
c 要介護 3	906単位
d 要介護 4	982単位
e 要介護 5	1,058単位
二 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	814単位
b 要介護 2	891単位
c 要介護 3	985単位
d 要介護 4	1,061単位
e 要介護 5	1, 137単位
ロ ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)	
(1) ユニット型介護保健施設サービス費(I)	
(-) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	816単位
b 要介護 2	865単位
c 要介護 3	918単位
d 要介護 4	972単位
e 要介護 5	1,025単位
二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	816単位
b 要介護 2	865単位
c 要介護 3	918単位
d 要介護 4	972単位
e 要介護 5	1,025単位
⑵ ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)	

(━) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	785単位
b 要介護 2	868単位
c 要介護 3	942単位
d 要介護 4	996単位
e 要介護 5	1, 049単位
二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
_a _ 要介護 1	785単位
b 要介護 2	868単位
c 要介護 3	942単位
d 要介護 4	996単位
e 要介護 5	1, 049単位
③ ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
(−) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	785単位
b 要介護 2	862単位
<u>c 要介護 3</u>	915単位
d 要介護 4	969単位
e 要介護 5	1,022単位
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	785単位
b 要介護 2	862単位
c 要介護3	915単位
d 要介護 4	969単位
e 要介護 5	1,022単位
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し	、かつ、別に厚生
労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に	関する基準を満た

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生 労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満た すものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設に掲げる 、介護保健施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる 区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入 所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する 。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさ ない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する 。なお、入所者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士 、作業療法士若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣

(─) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	896単位
b 要介護 2	979単位
c 要介護 3	1,094単位
d 要介護 4	1, 170単位
e 要介護 5	1, 246単位
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	896単位
b 要介護 2	979単位
c 要介護 3	1,094単位
d 要介護 4	1, 170単位
e 要介護 5	1, 246単位
(3) ユニット型介護保健施設サービス費(皿)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	896単位
b 要介護 2	973単位
c 要介護 3	1,067単位
d 要介護 4	1, 143単位
e 要介護 5	1, 219単位
二 ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	.,, 4,0 + 14
a 要介護 1	896単位
b 要介護 2	973単位
c 要介護 3	1,067単位
d 要介護 4	1, 143単位
e 要介護 5	1, 219単位
三 3 7 8 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	
労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に	
フェ ほりょく ユニル・ルニ ひょうひょうと モル・ピー・レーフ おはた 祭り マノ キルイカ スモ・コート・	

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生 労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満た すものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において 、介護保健施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる 区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入 所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する 。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさ ない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する 。なお、入所者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士 、作業療法士、言語聴覚士若しくは介護支援専門員の員数が別に が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- |※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおり。
 - (1) 介護保健施設サービス費 (I) を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準 (略)
 - (2) 介護保健施設サービス費 (II) を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準
 - (一) 平成18年7月1日から平成24年3月31日までの間に介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という。) 附則第13条に規定する転換を行って開設した介護老人保健施設であること。
 - 「算定日が属する月の前12月間における新規入所者の総数のうち、医療機関を退院し入所した者の占める割合から自宅等(介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業を行う事業所並びに他の社会福祉施設等を除く。)から入所した者の占める割合を減じて得た数が100分の35以上であることを標準とすること。ただし、当該基準を満たすことができない特段の事情があるときはこの限りでない。
 - 写定日が属する月の前3月間における入所者等(当該介護老人保健施設の入所者及び当該介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の利用者をいう。以下この号において同じ。)のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が100分の15以上又は著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が100分の20以上であること。
 - Ⅷ (1)に該当するものであること。
 - (3) 介護保健施設サービス費 (III) を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(略)

- ※ 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の内容は以下のとおり。
 - (-) 介護保健施設サービス費 (I) を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (略)
 - □ 介護保健施設サービス費(Ⅱ)を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
 - a (-)に掲げる基準に該当するものであること。ただし、次に掲 げる要件のいずれにも適合している場合は、夜勤を行う看護職 員又は介護職員の数が1以上でよいこと。
 - i 1又は2の病棟を有する病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。)が介護老人保健施設基準附則第13条に規定する転換(以下「転換」という。)を行って開設した介護老人保健施設であること。(1の病棟の一部のみが介護老人保健施設に転換した場合に限る。)
 - ii 病院又は夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が1以上で ある一般病床又は療養病床を有する診療所(医療法第1条の 5第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。)に併設する 介護老人保健施設であること。
 - iii 併設する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療 所の入院患者、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該 介護老人保健施設の入所者の数の合計が120以下であること。
 - b 夜勤を行う看護職員の数が利用者等の数を41で除して得た数以上であること。
 - - a 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が2以上であること。 ただし、常時、緊急時の連絡体制を整備しているものにあって は、1以上でよいこと。
 - b 看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、夜勤時間帯を通じて連絡体制を整備し、かつ、必要に応じて診療の補助を行う体制を整備していること。

- 2 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない 場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算 定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束 廃止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算 する。

- c aの規定にかかわらず、病院が転換した介護老人保健施設で あって、次に掲げる要件のいずれにも適合しているものについ ては、夜勤を行う看護職員又は介護職員を置かないことができ る。
 - i 1又は2の病棟を有する病院が転換を行って開設した介護 老人保健施設であること(1の病棟の一部のみが介護老人保 健施設に転換を行って開設した場合に限る。)。
 - ii 病院に併設する介護老人保健施設であること。
 - iii 併設する病院の入院患者、指定短期入所療養介護の利用者 の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計が120以下 であること。
- d aの規定にかかわらず、一般病床又は療養病床を有する診療所が転換した介護老人保健施設であって、次に掲げる要件のいずれにも適合しているものについては、夜勤を行う看護職員又は介護職員を置かないことができる。
 - i 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が1以上である一般 病床又は療養病床を有する診療所に併設する介護老人保健施 設であること。
 - ii 併設する診療所の入院患者、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計が19以下であること。
- 2 口について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない 場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算 定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束 廃止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算 する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た介護老人保健施設については、夜勤職員 配置加算として、1日につき24単位を所定単位数に加算する。
- │※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおり。
 - 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が次のとおりであること

- 4 次に掲げるいずれの基準にも適合する介護老人保健施設について、リハビリテーションマネジメント加算として、1日につき25 単位を所定単位数に加算する。
 - イ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の 者が共同して、入所者ごとのリハビリテーション実施計画を作 成していること。
 - 口 入所者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がリハビリテーションを行っているとともに、入所者の状態を定期的に記録していること。
 - <u>ハ 入所者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。</u>
 - 二 リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護職員、介護職員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。
- 5 入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、その入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、リハビリテーションマネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
- 6 <u>軽度の認知症</u>であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する介護老人保健施設が、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療

- イ 当該介護老人保健施設の入所者の数及び指定短期入所療養介護の利用者の数(以下この号において「入所者等の数」という。)の数が41以上の介護老人保健施設にあっては、入所者等の数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2を超えていること。
- ロ 入所者等の数が40以下の介護老人保健施設にあっては、入所 者等の数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、1 を超えていること。

- 5 入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、その入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、1日につき240単位を所定単位数に加算する。
- 6 <u>認知症</u>であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する介護老人保健施設が、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又

法士又は言語聴覚士が集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、入所の日から起算して3月以内の期間に限り、1週に3回を限度として1回につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、リハビリテーションマネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、日常生活に 支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介 護を必要とする認知症の入所者に対して介護保健施設サービスを 行った場合は、1日につき76単位を所定単位数に加算する。

- 8 入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日 を限度として所定単位数に代えて<u>1日につき444単位</u>を算定する。 ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。
- 9 入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合に1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的退所に係る初日及び最終日は、算定できない。また、この場合において、注8に掲げる単位を算定する場合は、算定しない。
- 10 平成17年9月30日において従来型個室に入所している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)に対して、介護保健施設サービス費(I)の介護保健施設サービス費(i)、介護保健施設サービス

は言語聴覚士が集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、入所の日から起算して3月以内の期間に限り、1週に3日を限度として1日につき240単位を所定単位数に加算する。

- 7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、日常生活に 支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介 護を必要とする認知症の入所者に対して介護保健施設サービスを 行った場合は、1日につき76単位を所定単位数に加算する。
- 8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道 府県知事に届け出た介護老人保健施設において、若年性認知症入 所者に対して介護保健施設サービスを行った場合には、若年性認 知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加 算する。
- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。 受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定めていること。
 - 9 入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて<u>1日につき362単位</u>を算定する。 ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。

10 平成17年9月30日において従来型個室に入所している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)に対して、介護保健施設サービス費を支給する場合は、当分の間、介護保健施設サービス費(I)の介護保健施設サービス費(ii)、介護保健施設サービス

- 費(Ⅱ)の介護保健施設サービス費(ii)又は介護保健施設サービス費(II)の介護保健施設サービス費(ii)を算定する。
- 11 次のいずれかに該当する者に対して、介護保健施設サービス費を支給する場合は、介護保健施設サービス費(I)の介護保健施設サービス費(II)の介護保健施設サービス費(II)の介護保健施設サービス費(II)の介護保健施設サービス費(II)を算定する。
 - イ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が 判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であ るもの
 - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入所 する者
 - ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に 重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所 が必要であると医師が判断した者
- 12 <u>イ(2)及び(3)並びに口(2)及び(3)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者については、ターミナルケア加算として、死亡日以前30日を上限として1日につき死亡月に240単位を所定単位数に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、</u>算定しない。

- 費(Ⅱ)の介護保健施設サービス費(ii)又は介護保健施設サービス費(Ⅲ)の介護保健施設サービス費(ii)を算定する。
- 11 次のいずれかに該当する者に対して、介護保健施設サービス費を支給する場合は、介護保健施設サービス費(I)の介護保健施設サービス費(II)の介護保健施設サービス費(II)の介護保健施設サービス費(III)の介護保健施設サービス費(III)の介護保健施設サービス費(III)を算定する。
 - イ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が 判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であ るもの
 - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入所 する者
 - ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に 重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所 が必要であると医師が判断した者
- 12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者については、 ターミナルケア加算として、死亡日以前15日以上30日以下につい ては1日につき200単位を、死亡日以前14日までについては1日に つき315単位を、死亡月に所定単位数に加算する。ただし、退所し た日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。
- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者の内容は以下の とおり。
 - イ 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込 みがないと診断した者。
 - ロ 入所者又はその家族等の同意を得て、入所者のターミナルケア に係る計画が作成されていること。
 - ハ 医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族 の求め等に応じ随時説明を行い、同意を得てターミナルケアが行 われていること。
 - 二 介護保健施設サービス費 (Ⅱ) 若しくは (Ⅲ) 又はユニット型 介護保健施設サービス費 (Ⅱ) 若しくは (Ⅲ) を算定している場 合にあっては、入所している施設又は当該入所者の居宅において 死亡した者に限る。

- | 13 | イ(2)及び(3)並びに口(2)及び(3)について、入所者に対して、指導| 管理等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が 定めるものを行った場合に、特別療養費として、別に厚生労働大 臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を所定単位数に加算する
- 14 イ(2)及び(3)並びに口(2)及び(3)について、別に厚生労働大臣が定 める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た 介護老人保健施設については、療養体制維持特別加算として、1 日につき27単位を所定単位数に加算する。

30単位 ハ 初期加算

- 注 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算 として、1日につき所定単位数を加算する。
- 二 退所時指導等加算
 - (1) 退所時等指導加算

460単位 (一) 退所前後訪問指導加算 400単位 (二) 退所時指導加算

500単位 (三) 退所時情報提供加算

(四) 退所前連携加算

500単位

(2) 老人訪問看護指示加算

300単位

注1 (1)の(一)については、入所期間が1月を超えると見込まれる 入所者の退所に先立って当該入所者が退所後生活する居宅を訪 問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指 導を行った場合に、入所中1回(入所後早期に退所前訪問指導 の必要があると認められる入所者にあっては、2回)を限度と して算定し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪 問し、当該入所者及びその家族等に対して療養上の指導を行っ た場合に、退所後1回を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入 所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉 施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様 に算定する。

2 (1)の(二)については、入所期間が1月を超える入所者が退所 し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所 者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の 療養上の指導を行った場合に、入所者 1 人につき 1 回を限度と

- | 13 | イ(2)及び(3)並びに口(2)及び(3)について、入所者に対して、指導 管理等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が 定めるものを行った場合に、特別療養費として、別に厚生労働大 臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を所定単位数に加算する
- 14 イ(2)及び(3)並びに口(2)及び(3)について、別に厚生労働大臣が定 める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た 介護老人保健施設については、療養体制維持特別加算として、1 日につき27単位を所定単位数に加算する。

ハ 初期加算

30単位

注 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算 として、1日につき所定単位数を加算する。

- 二 退所時指導等加算
 - (1) 退所時等指導加算

460単位 (一) 退所前後訪問指導加算

400単位 (二) 退所時指導加算

500単位 (三) 退所時情報提供加算

500単位 (四) 退所前連携加算

(2) 老人訪問看護指示加算

300単位

注 1 (1)の(一)については、入所期間が 1 月を超えると見込まれる 入所者の退所に先立って当該入所者が退所後生活する居宅を訪 問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指 導を行った場合に、入所中1回(入所後早期に退所前訪問指導 の必要があると認められる入所者にあっては、2回)を限度と して算定し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪 問し、当該入所者及びその家族等に対して療養上の指導を行っ た場合に、退所後1回を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入 所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉 施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様 に算定する。

- 2 (1)の(二)については、次に掲げる区分のいずれかに該当する 場合に、所定単位数を加算する。
 - イ 入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅におい て療養を継続する場合において、当該入所者の退所時に、当

3 (1)の(三)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する

- 4 (1)の(四)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。
- 5 (2)については、入所者の退所時に、介護老人保健施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)が必要であると認め、当該入所者の選定する指定訪問看護ステーション(同令第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーシ

該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を 行った場合に、入所者 1 人につき 1 回を限度として算定する こと。

- 口 退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者をその居 宅において試行的に退所させる場合において、当該入所者の 試行的な退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退 所後の療養上の指導を行った場合に、入所中最初に試行的な 退所を行った月から3月の間に限り、入所者1人につき、1 月に1回を限度として算定する。
- 3 (1)の(三)については、入所期間が1月を超える入所者が退所 し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所 者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、 当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を 行った場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入 所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉 施設等に対して当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該 入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する

- 4 (1)の(四)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。
- 5 (2)については、入所者の退所時に、介護老人保健施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)が必要であると認め、当該入所者の選定する指定訪問看護ステーション(同令第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーシ

ョンをいう。以下同じ。)に対して、当該入所者の同意を得て 、訪問看護指示書を交付した場合に、入所者1人につき1回を 限度として算定する。

木 栄養管理体制加算

(1) 管理栄養士配置加算

12単位

(2) 栄養士配置加算

10単位

- 注1 (1)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものと して都道府県知事に届け出た介護老人保健施設について、1日 につき所定単位数を加算する。
 - イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。
 - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施 設であること。
 - 2 (2)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものと して都道府県知事に届け出た介護老人保健施設について、1日 につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管 理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。
 - イ 栄養士を1名以上配置していること。
 - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施 設であること。

へ 栄養マネジメント加算

12単位

- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事 に届け出た介護老人保健施設について、1日につき所定単位数を 加算する。
 - イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。
 - ロ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士 、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所 者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画 を作成していること。
 - ハ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとと もに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。
 - 二 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必 要に応じて当該計画を見直していること。
 - ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設 であること。

ト 経口移行加算

限度として算定する。

ホ 栄養マネジメント加算

14単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事 に届け出た介護老人保健施設について、1日につき所定単位数を 加算する。

ョンをいう。以下同じ。)に対して、当該入所者の同意を得て

、訪問看護指示書を交付した場合に、入所者1人につき1回を

- イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士 、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同 して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄 養ケア計画を作成していること。
- ハ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとと もに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。
- 二 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必 要に応じて当該計画を見直していること。
- ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設 であること。

28単位 へ 経口移行加算

28単位

- 注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。
 - 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

チ 経口維持加算

(1) 経口維持加算(I)

28単位

(2) 経口維持加算(Ⅱ)

5単位

- 注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合は、算定しない。また、経口維持加算(I)を算定している場合は、経口維持加算(I)は、算定しない。
 - イ 経口維持加算(I) 経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により 誤嚥が認められるものを対象としていること。

- 注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、<u>歯科医師</u>、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。
 - 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

ト 経口維持加算

(1) 経口維持加算(I)

28単位

(2) 経口維持加算(Ⅱ)

5 単位

- 注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂合である。 ・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合である士が、といる場合には、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口を行加算を算定している場合は、算定しない。また、経口維持加算(I)を算定している場合は、経口維持加算(I)を算定している場合は、経口維持加算(I)を算定している場合は、経口維持加算(I)を算定している場合は、経口維持加算(I)を算定している場合は、経口維持加算(I)を算定している場合は、経口維持加算(I)は、算定しない。
 - イ 経口維持加算(I) 経口により食事を摂取する者であって 、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により 誤嚥が認められるものを対象としていること。

- □ 経口維持加算(Ⅱ) 経口により食事を摂取する者であって、 、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としていること。
- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

リ 療養食加算

23単位

- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事 に届け出た介護老人保健施設が、別に厚生労働大臣が定める療養 食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし 、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定して いる場合は、算定しない。
 - イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されている こと。
 - ロ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の 食事の提供が行われていること。
 - ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介 護老人保健施設において行われていること。

- □ 経口維持加算(II) 経口により食事を摂取する者であって、 、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としていること。
- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

チ 口腔機能維持管理加算

30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設に おいて、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介 護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上 行っている場合であって、当該施設において歯科医師又は歯科医 師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入 所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合 には、1月につき所定単位数を加算する。

リ 療養食加算

23単位

- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。
 - イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
 - ロ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の 食事の提供が行われていること。
 - ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介 護老人保健施設において行われていること。
- ※ 別に厚生労働大臣が定める療養食の内容は以下のとおり。

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特